

○議長（中西峰雄君）続きまして、順番10、3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）一般質問を行います。

私は、市民は市政の主人公、この立場から3項目について質問をいたします。

最初の質問は、国民健康保険税の引き下げ、条例減免を求める提案について質問します。

質問の第1は、高い国民健康保険税を課税しなければ、国民健康保険事業を運営できない最大の要因は、国が国民健康保険事業に対する国庫負担金を大幅に削減している、1980年初頭は50%であったのが、現在25%に、このことにあると考えます。そんな中で、担当職員は大変苦勞しながら頑張っていると認識をいたしますが、当局の認識を問う。

第2の質問は、一人親世帯で、3人の子どもと83万円の所得で暮らしているのに、年金減額の手続きを行った関係で、22万8,000円の国民健康保険税を請求され、生活できません。また、18万円の給料、銀行に振り込まれた全額差し押さえられ、生活できません。また、7万円のパート代全額差し押さえられ、生活できません。これら、橋本市の国民健康保険事業の実態は、人間らしく生活できるのか、当局に具体的な見解を問う。

第3の質問は、強制徴収（差し押さえ）世帯数は何世帯かを問う。また、強制徴収の基準を問う。

第4の質問は、滞納者の分を完納者に負担させる課税方法は問題であると考えます。91%の納税率による国民健康保険税額は税の公平になじむのか、当局の見解を問う。

第5の質問は、納税できない9%の世帯を

対象とした条例減免の充実で、実態にあった徴収こそ収納率を上げ、皆保険制度を維持できると考えますが、こうしてこそ国民健康保険法の第1条の社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的ととしている国民健康保険法に合致すると考え、当局の見解を問う。

2項目目の質問は、橋本市の地域経済活性化のための提案についてです。

質問の第1は、橋本市の地域経済の現状について当局の認識を問う。

第2の質問は、市長は企業誘致による経済の活性化に全力を挙げているが、企業誘致と並行して、市民、市外の方も含めますと約2万2,000人の方が従事をしている市内中小商業者も重視すべきと考えるが、当局の見解を問う。

第3の質問は、地域経済活性化のために全国で実施しているリフォーム助成制度を提案し、当局の見解を問う。

3項目目の質問は、杉村公園を多くの市民が使用できる、利用できる公園についてです。

質問の第1は、橋本市のまちづくりで杉村公園をどのように位置づけているのかを問う。

第2の質問は、私ども議員団が現在実施をしている市政についてのアンケートで、橋本市の魅力についての問いに、自然環境が良い、食物がおいしいとの回答が多数寄せられています。これらの声を生かした公園整備を提案し、当局の見解を問う。

第3の質問は、現杉村公園は、進入路や駐車場など利用しにくい、あまり魅力のない公園との印象であるが、国道371号バイパス工事が進行しているこの時期に、進入路、駐車場、

バス停などの確保をはじめ、抜本的な杉村公園の整備を行い、多くの市民が利用し、いやしを得られる公園にすべきと考え、当局の見解を問い、1回目の質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君の一般質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）国民健康保険のおただしについてお答えいたします。

はじめに、1点目についてですが、一般被保険者にかかる医療分の基本的な費用負担率について、ご説明いたします。

国民健康保険特別会計歳出の療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、保健事業費等の合計額から前期高齢者交付金等医療関連収入額を控除した額を基礎とし、国庫負担分が療養給付国庫負担金として34%、調整交付金として9%、県負担分が県調整交付金として7%の交付率となっています。

この34%、9%、7%を合計すると、公費負担率は50%になります。

ただ、この公費負担率での国民健康保険事業の運営は、苦しいものとの認識がございますので、国等に対し、今後も引き続き公費負担の増額について要望してまいりたいと考えています。

次に、2点目についてですが、税の賦課に関しては、法等の規定により賦課額を算定しているものであり、滞納処分の実態については、市の財源確保と税の公平負担をめざし、基本的には滞納があるという事実により、地方税法などに基づいて滞納処分を実施しております。

しかし、実際の処分に至るまでには、納税通知書、納付期限後の督促状に加えて、年2回の催告書の送付、さらに差し押さえ予告と

なる納税最終催告書の送付など、一定の期間を設け、自主納付や納税相談を促しているところですが、

にもかかわらず、分割などによる納付にも至らない案件については、財産調査、滞納状況調査などを行い、滞納処分相当と判断したもののについて、法に基づき滞納処分を行っているところですが、

納税は国民の義務であり、納税制度を適正に維持していくためには、滞納処分は不可欠なものと法に定められているものです。

今後とも、より適正な執行に努めてまいりたいと考えています。

このように、国民健康保険事業は、法等の規程により実施しているものでありますので、ご理解のほどお願いします。

次に、3点目のおただしの国民健康保険税の差し押さえ世帯数についてですが、平成21年度は212世帯、平成22年度は11月末現在で157世帯です。

次に、4点目のおただしですが、税率の算定に関しては国からの通達があり、一般被保険者にかかる税の医療分賦課総額については、一般被保険者にかかる医療費等の支出見込み額から一般被保険者にかかる公費、前期高齢者交付金、その他医療関係収入額を控除した保険税収入として必要とされる額を予定収納率で除して算出するものとなっています。

これは、国民健康保険特別会計歳入としての必要額を確保するためのものです。

今後も、収納率の向上に努力してまいりますので、ご理解のほどをお願いします。

次に、5点目のおただしについてですが、条例減免については、不慮の災害や盗難により住宅または家財に重大な損害を受けた、非自発的失業、やむを得ない理由による廃業、事業の休業などにより、所得が激減し、生活が著しく困難になり、納付が困難な場合、破

産、生活保護法の規定による保護を受けた場合等の理由により、窓口で相談があれば事情を聞き取り、減免適用についての可否を判断しています。

また、おただしの滞納となっている世帯全部が、この条例減免に該当するのかは不明ですが、短期国民健康保険被保険者証などの交付のためご来庁いただいた際、現在の状況をお話いただいた方については、条例減免に該当するかどうかを念頭に置き、ご相談に応じておりますので、ご理解のほどをお願いします。

なお、皆保険制度維持のために、収納率向上は重要であると認識しております。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

〔経済部長（岡松克行君）登壇〕

○経済部長（岡松克行君）議員おただしの当市の地域経済の現状についてお答えいたします。

内閣府による本年11月の報告によると、先行きは当面弱めの動きが見られるものの景気は足踏み状態となっている。なお、景気の下振れ懸念や為替レート、株価の変動などにより、景気がさらに下押しされるリスクが存在する。また、デフレの影響や雇用の悪化が依然残っていると報告がされています。

そういった状況は、本市でも同じか、もしくは中小零細企業の多い本市の現状から判断して、さらに厳しい経済状況かと認識しています。

次に、企業誘致による経済の活性化及び既存の中小商工業者の活性化についてお答えいたします。

言うまでもなく、企業誘致は、新たな雇用の場の創設と地域経済の活性化を目的とした重要な政策と位置づけています。経済状況が低迷している中でも、一定の成果が出てきていると思われま

議員おただしの既存企業の活性化も大変重要であることは当然であります。中小企業の新分野への進出促進する研究開発事業や販路開拓事業、経営支援体制の強化事業、商店街活性化事業等さまざまな支援・融資策が出されている中、中小企業を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にある観点から、平成22年10月に緊急総合経済対策が閣議決定された昨今であります。

また、雇用関係でも、高齢者、若年者、フリーター等の雇用奨励金制度や助成支援があります。

市としても、中小企業信用保証料補助や商工活性化資金利子補給補助、勤労者生活資金融資、セーフティネット認定等の諸施策を行っております。ご理解のほどをお願い申し上げます。

最後に、全国で実施されているリフォーム助成制度についてお答えいたします。

本制度の創設によって地域経済の活性化を図る趣旨は、今までに再三ご質問いただいておりますので、十分認識をいたしております。

全国的に見て、175の自治体の実施され、反響も大きいと聞き及んでいますが、助成金額が5万円から50万円とばらつきがあり、各自治体の政策的・短期的措置として行われているのが実態かと思われま

当市の場合、地域経済の活性化策としては、関係諸団体への補助を基本に置いて実施してきた経過がございます。当助成制度は、持ち家所帯のみへの施策となり、アパート、借家所帯は省かれる等の問題がある上に、個人の住宅をより長く、より快適に住み続けるための施策展開となり、本市の厳しい財政状況の中で実施していくことは困難ですので、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）杉村公園を多くの市民が利用できる公園にとのおただしにお答えいたします。

杉村公園は、南海高野線御幸辻駅西に位置し、面積12.7haを有する総合公園として、昭和46年10月より供用開始しています。

本公園の豊かな緑とオープンスペースは、子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の自然との触れ合い、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点と位置づけており、地元の文化遺産を継承した自然主体型の屋外レクリエーション施設として、市内外を問わず、多くの方に利用されています。

本公園へ進入する道路は狭隘で駐車場も狭いため、車両での来園者には大変不便な状況であることや、起伏の激しい山に位置していることから、広場が十分に確保されていないこと等が問題点となっています。

このような中、国道371号バイパスが、本公園の東側に接する形で事業化されている状況にあることから、これに伴い、国道371号バイパスから直接入園できる駐車場や多目的広場等の施設整備を行うことで、利便性や快適性を向上させ、より充実した公園として多くの方に親しまれることを目的に、現在整備計画を策定中です。

本事業は、国で新たに創設された社会資本総合整備交付金を受けて実施する計画であるため、本年度に整備計画書を作成し、来年度、国の認可を受け、事業を進めていく予定となっています。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君、再質問ありますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、1項目めの国民健康保険税の引き下げ、条例減免を求める提案から再質問を行います。

まず、①の再質問ですが、先ほどの答弁を聞いていて、わざとかわかりませんが、私の質問のポイントと少しずれているので、再度お尋ねをします。橋本市の国民健康保険加入世帯の5世帯に1世帯が滞納せざるを得ない実態と、この高い国民健康保険税、支払い能力を超えた課税をしなければ、国民健康保険事業を運営できないその最大の要因、ここがポイントなんです。国庫負担金の大幅な削減にあるのではないですかと、この点をお尋ねしてるんです。答弁をください。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）公費の負担割合、これについては法で決められておまして、国の負担割合、これにつきましては、先ほど答弁でお答えしましたように、療養給付金と負担金、これが法によりまして34%、調整交付金、2つありますけれども、普通調整交付金7%、特別調整交付金2%、この2つをあわせると43%になります。それと、県の調整交付金7%が加算されますので、国・県あわせて以上50%の公費負担の割合となっております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）このいろんなところからの交付金なり支出金なりがあるということなんですが、私が問題にしている、一番橋本市の国民健康保険事業の会計を苦しめているのは、この国の国庫負担金が大幅に削減されていることにあるのではないんですかと尋ねているんです。

1980年代と今日の、いわゆる国民健康保険税額の平均とといいますか、国民健康保険加入者への負担、これを調べてみますと約倍になっているんですよ。

約4万円だった国民健康保険税の負担が8万円、ちょっともろもろの数字を外してわか

りやすく言っているんですが、倍になっている。

その一方、国庫負担金は、事業にかかる50%を国が面倒見るといえるのか、もちろんこれは基本的に国の事業ですので、それが今日では25%まで落ちている。減額されている。

そのことによって、非常に苦しいといえますか、高い国民健康保険税額になっているのではないのですかと。この高い国民健康保険税額に一番のポイントは、ここにあるのではないのですかと尋ねているのですが、そうではないのですか。

○議長（中西峰雄君）この際、3番 富岡君の再質問を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時54分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。日程に従い一般質問を行います。

3番 富岡君の再質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）国庫負担金の大幅削減ということで、50%が25%に現在なっているということなんですけれども、その25%という数字の根拠がちょっとわかりませんので、教えていただけたらと思います。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、ちょっと論文を紹介します。

国民健康保険の国庫負担の数字をめぐってということで、1984年の国民健康保険法改悪で、国民健康保険の定率国庫負担は医療費掛ける45%から給付費掛ける50%に改定されました。45%が50%になったのに、削減とはややこしい話です。

私たちが国民健康保険被保険者証を使って

受ける医療は、7割が保険から給付され、3割が自己負担となっています。給付費掛ける50%は、7割の半分ですから医療費掛ける35%ということになります。

ただ、高額医療費が適用されると、7割より多く保険から出ます。それを加味すると、給付費掛ける50%は、医療費掛ける38.5%になるのです。

自民党政権は、医療費掛ける45%としていた法令を給付費掛ける50%に変えることで、国民健康保険の医療費に対する国庫負担率を45%から38.5%に引き下げたのでした。

また、1984年の国民健康保険法改定で、退職者医療制度が創設されました。サラリーマンや公務員を退職して国民健康保険に加入した人の給付費は、健保共済から支払われることになり、国庫負担ゼロになりました。

もともと国民健康保険の事務費は、全額国庫負担でしたが、1990年代にそれが縮減され、さらに完全に廃止されました。

7割、5割、2割など低所得者の国民健康保険税を軽減し、その分を公費で補填する事業も、かつて全額国庫負担だったのが廃止され、今でも市町村4分の1、都道府県4分の3の制度となっています。

助産費補助金も定率の国庫負担が廃止されました。

さらに、2005年から三位一体の改革として、国民健康保険の財政権限の一部が国から都道府県に移管されます。医療への国庫負担は、給付費掛ける50%から給付費掛ける43%に下がり、給付費掛ける7%は都道府県が出すことになりました。当局から持ち出す現在の国庫負担は、43%というのはこの数字です。

なお、給付費掛ける43%を医療費ベースに戻すと、医療費掛ける33%になります。医療費への国庫負担は、1984年に45%から38.5%に下げられ、三位一体の改革で33%に下げら

れたと言えます。これら全部をトータルした結果、国民健康保険の総会計に占める国庫負担割合が25%となっているのです。

国庫負担の削減は、これにとどまりません。自治体が単独事業で、子ども、高齢者、障がい者などの医療費無料化などを行った場合、ペナルティとして国民健康保険への国庫負担が削減される地単カットという仕組みがあります。窓口負担を無料化したら、余計な医療費が膨張する。その分は、国庫負担をしないというのが、政府の論理です。

その合計額は年間275億円に上りますということと、それから、決算の数字で見ても、国庫負担は全体の国民健康保険事業に占める27%しか支出されていないと、この理由をもって国庫負担が大幅に削減されたことによって、今の橋本市の国民健康保険事業を非常に困難にしていると、高い国民健康保険税にしているんだと、これが、私の質問です。そうであるのかないのかを、お答えいただけたらと思います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）大変難しい内容で、今すぐちょっと頭の整理もできない状態ですけれども、今の説明を聞いて、医療給付費に占める国庫負担の割合というのは、総額で見ましたら時代の変遷とともに変わってきているんだろうなと思います。

その結果、国民健康保険財政をより苦しんでいるという現状については、その認識は持っております。これについては、これまでもそうなんですけれども、さらなる国庫負担、公費負担の割合を引き上げるように、市長会等を通じて要望してまいりたいと思います。

ただ、今、決算の数字を上げられましたけれども、これについては、26%というような相当の国庫負担の割合のパーセントを出されましたけれども、平成19年以降というのは、

いろんな新しい要因が加わっておりますので、平成19年度の計算で見ましたら、一般被保険者の保険税が12億5,700万円、国費が18億8,700万円、あと県費3億2,800万円、これだけになるんです。それに、退職にかかる収入33億3,200万円、これをあわせましたら歳入総額は71億9,600万円になります。その割合で計算しましたら、国費の負担分は、48.8%になります。

ただ、退職分を除いたら26%の数字になるわけです。ですから、決算の部分については退職も含まれた数字で計算されているんじゃないかと思います。退職分については、サラリーマンと社会保険料等で事業所が払う分も含まれておりますので、厳密にいうと、退職にかかる部分については含めるのは適当ではないのではないかと考えております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）少しかみ合ってきたんですが、やはり国庫負担金の削減が大きな要因だと、厳しい状況をつくっているということ、まず申し上げます。

次に、②の橋本市の国民健康保険事業、特に被保険者が非常に大変な状況に追い込まれているという点でお尋ねをします。

演壇でも申し上げましたけれども、一人親家庭で、子ども3人の世帯で、83万円の所得しかないのに22万8,000円の国民健康保険税を請求された。これは実に所得の27%の課税になるのですが、これではとても生活できませんと、何とかしてくださいということで、訴えをありまして、私なりに考えて、最後の手段として市長に直訴すると。

市長は、この減免に関しては、非常に絶対的な権限を持っているので、これは何とか減免が認められるかというように思ったんですが、同僚の阪本議員と結果について市長から聞いて、僕はもう愕然としたんや。

議員も汗かいてくれと、それはええんやけど、その中身がもう、ちょっとこんな議場で言われへんような話やったんで申し上げませんが、僕が市長に問いたいのは、この実質一人親家庭、子どもが3人の世帯に対して、83万円の所得しかないのに22万8,000円の国民健康保険税を請求したという事実なんですけれども、あるいは強制徴収ということで、7万円のパート代を全額押さえてしまうと、18万円の給料を銀行に振り込まれたら全額押さえてしまうという、こういう200何軒あるんですけれども、このような市民の悲痛な叫びというか悲痛な訴えが聞こえてくるんですけれども、これは、ぜひ市長にお尋ねしたいんですけれども、こういう状況で、果たして人間らしい生活というのを送れるのか、この点、市長はどのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（中西峰雄君）答弁できますか。

暫時休憩いたします。

（午後1時11分 休憩）

（午後1時12分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 富岡君の再質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（中山哲次君）私のほうから、徴収状況についてご答弁をさせていただきたいと思います。

以前からも、議員から一般質問をいただいておりますけれども、2番目で質問をいただいているようなことで、私ども即ある日突然差し押さえをさせていただいておるといようなことは決してございません。

冒頭、健康福祉部長のほうからもご答弁をさせていただきましたが、市といたしまして

は、一応手順といいますか、手続きはすべて追っております。

その上で、前回もご答弁させていただいたと思いますけれども、やはり滞納されている方との会話をしていかなければならないということで、こちらのほうから、とにかく窓口へ来ていただきたいということでお願いもしておりますが、窓口へも来ていただけない、ご相談にも応じていただけない。

そうした方々につきましては、これをじゃあそのまま滞納でほうっておいていいのかということ、税の公平性から見ましても許されませんので、結果的には、議員ご指摘の預金を押さえたりということで、全額というような結果になってしまうわけでございますけれども、その点は、個人個人の滞納されておる交渉経過表をもちまして、慎重に事務処理を進めさせていただいております。

それと、再三にわたりまして、議員からも一般質問でご質問いただいておりますそういったことにつきましては、内容的には重要な質問をいただいておりますので、通常の徴収業務を進めていく中では、議員の一般質問の内容につきましては、検証を重ねさせていただいております、より慎重に、なんぼいくら滞納されておられましても、やはり家庭に困窮されておる、経済的に困窮されておる方であれば、それなりの対応措置もさせていただいておりますので、その点、ご理解をよろしくお願い申し上げたいと思います。

ですから、議員ご質問の部分につきましては、検証は毎回毎回するようというところで、より慎重な検証をするようには、私のほうからも徴収担当職員には指示をいたしております。

以上、ご答弁させていただきます。よろしくご理解をお願いします。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）今、富岡議員が例に出された事例なんですけれども、国民健康保険だけじゃなくて、税の賦課期日というのが4月1日になっております。この時点で、家族状況も踏まえて、課税について判定をいたします。

今、出された例につきましては、4月6日時点では、お母さん一人の世帯だったわけなんですけれども、その後、4月28日に子ども3人が、これまでだんなさんの社会保険に入っておられたんですけれども、国民健康保険の世帯に加入をされました。国民健康保険の判定は、この場合、お母さんが加入していた4月6日となりますので、この後から加入した家族さんがいらっしゃいまして、判定の見直しというのは、基本的には行っておりません。

したがって、子どもさんの部分、均等割と平等割分についてかかってまいります。したがって、今年度については、子どもさんたちの部分も含めて課税されますので、非常に税が高額ということになります。

それで、減免の対象にならないかというようなご相談があったんですけれども、個々の扶養関係の内容でしたので、本市の減免規定にあります条例減免については、不慮の災害や盗難にあったとか、あるいはこれによって住宅や家財に重大な損害を受けたあるいは本人の意思に反して会社が倒産した非発的失業とか、あるいはやむを得ない事情で廃業とか休業した、これによって所得が激減し、生活が著しく困難になって保険税の納付ができない。それと、破産とか生活保護がかかっている場合もそうなんですけれども、こういった場面については、個々の相談をお受けして、条例減免という形で減免をしておるんですけれども、今回の場合については、一応前年の所得が、お母さんについて所得税のほうがか

かっておる状態でございます。

したがって、本市が運用しております条例減免には対象にならない。そういうことで、本人にも何度も説明させていただいたんですけれども、現実的に去年に収入によって賦課されるというような状況、いたし方ない部分はあるんですけれども、本年度、収入が激減しているのに、子どもの分も含めて保険料が支払わなければならない。そういう実態、現状と課税所得との間にちょっとギャップがあるんですけれども、これは制度の運用上、個々に対応してありましたら大変なことになりますので、今回の場合は対象にならないという状況が生じたわけです。

以上です。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）一口で言えば、制度の谷間ということで、こういう高額になっていると、減免がかからないんだと、こういうことなんやけどね。

もう大分前ですけれども、3代ほど前の市長だったのか、2代前か、市独自の減免制度をつくってくださいということで、ずっと運動とか議会でも取り上げてやってもらったんですよ。そこで、今部長が言われたように、非常に特殊な場合しかあかんやという、それで、こうしたケースについても減免できるように、その他市長が認めたものというふうに、入れてるんや。

これで、市長に期待したんやけども、なかなかこれは難しいと、議員汗かいてくれという話やったんやけども、しかし、これも事実なんでね。リアルな実態やんか。

この彼女は非常に頑張り屋さんで、一生懸命に働いているんだが、4人家族やから払われへんわな。80万円しかない所得、こんなもう生活するのにいっぱいいっぱいや。

滞納になるからということで、分納という

ことで、彼女と呼ぶんか、非常にまじめだと思えます。月々3,000円ずつ払ってるの。9年間かかるのよ。しかも、延滞金等がつくから、7万円前後の延滞金ということで、9年かかって払わんなんていうことになるので、これも実態というか事実なので、ここで申し上げたいのは、本当に人間らしい生活もできやんくらいの状況に追い込む、そんな状況まで来てるということ、ここでは訴えたいんです。

もうあまり時間がないので、もう一つ、高い国民健康保険税の一つの要因になっている点で、伺います。

④の再質問になります。

橋本市の2009年度の国民健康保険税の納税率は91%です。ということは、9%が滞納になっているんですね。問題なのは、この9%の滞納分を、納税している国民健康保険加入者に上乗せをして課税しているやり方なんです。

例を言いますと、10万円てよい国民健康保険税額、そういう一つの世帯があるとしましょう。この滞納分の9%が積まれるんですよ。つまり、10万9,000円の国民健康保険税、これを納税者に求めているという、これ事実ですよ。

こういうことが、納税者が知ったら、当局はどう説明するのか。この点は、いつも税の公平ということを説かれている副市長に、こんなことでいいのか答弁ください。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）副市長ということでしたけれども、私が答えさせていただきます。

国民健康保険を運営していくにあたって歳入としての必要額、これについては医療給付費に対応するものですから、絶対数を確保していかなければなりません。これは当然のことなんですけれども、ただ、予定収納率を91%

にするということで、残りの9%分を払ってくれる人に上乗せしているんじゃないかという指摘なんですけれども、これはそういう視点で見ればそういうことかと思えます。

ただし、そうしたらこの額を、9%分上乗せしないでどうして確保するかと伺いましたら、保険料を高くするか、あるいは一般会計からの繰り入れに頼るしか方法はないのかなと思っております。

ただ、一般会計から繰り入れをした場合、これは法定外繰り入れとなりますので、これには、やむなくしている全国の自治体もあることは承知しているんですけれども、会計基本は禁止されております。

また、本市の一般会計の財政状況というのも、特別会計に繰り入れるだけの潤沢な資金があるかということ、もうそれはご存じのとおり、一般会計も非常に苦しい運営をしております。

こういうことですので、質問の趣旨はよくわかるんですけれども、現実的には9%分の上乗せ、あるいは考えられる一般会計からの繰り入れについては、現状では困難だと思っております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）この問題は、乱暴な言い方をすれば、人の税金まで納めることを求めているんですよ。

だから、問題があるから、全国の自治体を見ますと、一般会計からこの分については繰り入れを行って、少しでも高い国民健康保険税を抑制しているんですよ。

なぜ、橋本市ではできないのでしょうか。これ、検討いただけませんか。部長は、こういう判断は酷と思いますので、副市長、お願いします。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）先ほど部長がご答弁

をさせていただいたとおり、一般会計からの繰り入れについては、考えておりません。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）12月3日でしたか、この国民健康保険問題等を専門に扱っているのか、社会保障推進協議会という組織があるんです。ここの事務局長を招いて、部長に資料は渡してありますが、学習会を開きました。

この講師をされていた寺内順子さんという方が、特に大阪府下での活動が多いようですけれども、橋本市の10年間の国民健康保険事業の会計等も全部調べられて、開口一番、何と言われたかといいますと、橋本市の国民健康保険事業は極めて健全だと言われた。

それは、一つは91%の収納率といいますか、非常にまじめに皆さんが頑張っていて、耐えながら国民健康保険税をしっかりと払っているということなのですが、その一方で、市民の皆さん、団結といたら語弊があるのか、声を上げなさいと、この高い国民健康保険税を何とかしてくださいということで声を上げれば財源は十分あると、私が言ってもあまりあれしてくれませんのですが、この減免制度の充実をはじめ、まだまだ大きな世論を起こすことで、この国民健康保険税をもっと市民が負担できるような税にしていけると。一言で言えば、1世帯の1万円の国民健康保険税を値下げしても、5年間は十分に耐えられる会計です、こういうふうに言われたんです。

私どもは、これから多くの、3つほどの組織で協力し合って、この国民健康保険税問題に取り組んでいく、この高い国民健康保険税を引き下げていただく運動といいますか、そういう大きな世論をつくっていかうということで、決意を新たにしているということを申し上げて、まだほかにたくさんあったんですけれども、ちょっと時間が押していますので、

次に2項目めの再質問に行きます。

この橋本市の地域経済活性化の提案なんですけれども、ここ最近の議会、また今議会でも、橋本市の経済の活性化を求める質問が多く出されています。それだけに、橋本市の経済は大変な状況にあるというその反映かとも思います。

こうした状況は、全国どこの自治体でも同じような状況にある中で、地域経済を活性化させる特効薬として、住宅リフォーム助成制度を実施する自治体が急速に広がっています。当局は、個人財産に税金を入れられないとか、アパートに住んでる人が対象外だからとか、答弁があったんですけれども、時間がないので2つほど例を挙げます。

合併浄化槽の補助金、これは個人の財産に税金を入れているんじゃないんですか。耐震等でも、耐震診断であるとか、あるいは耐震工事に対する補助金であるとか、こういうのを出していますよね。これは、個人施策といいますか、いわゆる今の部長答弁とは明らかに矛盾すると思うのですが、説明ください。

○議長（中西峰雄君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

ただ今、耐震診断等について、いつ起こるか分からないという中で、個人住宅につきまして耐震診断、補助を伴う中で耐震をやっていくという施策で打っていつている話だと思う中で、今回言われておりますリフォーム、これにつきましては、私の考えでございますけれども、耐震診断で耐震に対して家を補強していくという形の補助とは、若干異なると思います。

今言われたリフォームの補助につきましては、全体的に全国で175市町村が取り組んでおるわけでございますけれども、それにつきましては、各自治体の政策的なものとか、また1

年間等だけという短期的な措置の中で実施している自治体が多くなると思っております。

その中で、議員おただしのおり、関連企業につきましては、受注が増えた中で、橋本市の経済が活性するとお考えの中のご提案と思えますけれども、これにつきましては、先ほどご答弁の中で申し上げました持ち家の所帯のみの施策という観点から、それと和歌山県下でも、今のところ市町村におきましては未実施ということもあり、厳しい財政状況も鑑みまして、実施が困難というご答弁をさせていただきましたので、ご理解をよろしく願いたいと思います。

○議長（中西峰雄君） 3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君） 都道府県を見ますと、本年3月から秋田県がこのリフォーム助成制度を実施しました。県のホームページを見てみますと、増改築、リフォーム工事に対し、工事費の10%、最大20万円の補助としてあります。期間は1年間です。これは、最新の数字ですけれども、本年3月から10月の8カ月間で、申し込み件数は1万件を超えて1万1,697戸というようになっています。これは県レベルですから、現在21億円という予算を支出するわけですけれども、276億円の経済効果が上がっているとしています。このことから、秋田県に続いて、宮城県あるいは岩手県でも実施を計画していると、こういうふう聞いています。

この都道府県のリフォーム助成制度を紹介すると、当然県にやってもうたらええわと、こうなるので、市町村で実施している自治体数、今部長が言われた175自体なんです、その中で爆発的な人気を呼んでいる自治体の一つあるんです。岩手県の宮古市というところなんです、人口5万7,879人の町なんです、申請件数が全世帯の1割を超える2,221件に達し、経済効果は4.5倍としています。

そこで、新聞記事を紹介します。これは、山本正徳という宮古市の市長を取材しての記事なんです。長引く不況で、宮古市では緊急の経済対策が必要でした。国の施策を待っているだけでは間に合わないと、自分たちで何とかしようと知恵を絞ったのが、今回の住宅リフォーム助成制度でした。5,000万円の予算で始めましたが、すぐに底をつき、これまでに3回補正を組んで、計3億5,000万円の予算で実施しています。

こんなに評判がいいのは、業者にとっただけでなく、利用する市民にとっても利益になるようなシンプルな制度にしたことが大きいと思います。助成の対象となる総工費、いわゆるかかった工事費、高過ぎたり、助成金を総工費の1、2割にしたりすると、市民もやる気が起きない。だから、総工費20万円以上の工事に一律10万円を現金で支払うことにしました。市民の申請手続きも簡単なものになりました。

市が積極的にPRしたことも大きかったと思います。市の3月に広報にチラシを入れて、全戸配布しました。中小業者団体に出向いて、説明会も開きました。そこに参加した業者が、営業活動に精を出し、市内に口コミで評判が広がっています。

今までは、市の公共事業の恩恵を受けるのは、大手の建築会社が多く、中小の業者はあまり仕事を得てなかったと思います。今回の制度では、下請けだった中小企業も元請けになることができます。業者からは、今申し込まれても仕事に取りかかれないぐらい忙しいと、うれしい悲鳴も上がっています。

やはり、地域でお金が循環することが大事です。財政的な問題があるために、この制度の実施は1年限りですが、私は経済活性化の起爆剤になればと考えています。市民が、今回は補助があるから住宅リフォームをやろう

と依頼すれば、施工してくれた業者と知り合いになります。すると、来年度以降の修繕もこの業者に頼みやすくなるわけです。

全国から、視察や電話での問い合わせが相次いでいます。宮古市の制度を参考にしてもらうのは、嬉しい。地域経済を活性化させるために、お互いに知恵を出し合うときです。こういうふうには、宮古市の市長が答えてるんです。

もう時間がないので、市長、どうでしょうか。この爆発的な人気を呼ぶというリフォーム助成制度、橋本市でも実施できませんか。個人の財産に税金を使えないと、こんな理由は必要ないんです。

橋本市の地域経済の活性化をめざし、本年度内に橋本市産業振興条例というのが、制定することを準備しているというように聞いていますが、この条例の策定も大事なんです。でも、もっと重要なのは具体的な施策だと、私は確信します。

リフォーム助成制度を実施できないか、ぜひ、市長、答弁ください。

○議長（中西峰雄君）市長。簡潔に答弁願います。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）現在の橋本市の状況からしまして、教育優先ということで、すべての学校等の耐震なんか、すべきことが山ほどあるんです。やはり、これらをまず目鼻を立てないと、次のステップへは臨めないなという考えを持っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

私とも、この夏、事務所のリフォームをしましたよ。そんなん、まあね、そりゃ、エビで鯛釣る方法があるでしょうけども、一つ少しの間猶予いただきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）これをもって、3番 富岡君の一般質問は終わりました。